

公立大学法人 三重県立看護大学
第二期 中期目標

中間案

平成26年6月
三重県

目 次

基本的な目標	1
I 中期目標の期間および教育研究上の基本組織	1
1 中期目標の期間	1
2 教育研究上の基本組織	1
II 大学の教育研究等の向上に関する目標	2
1 教育に関する目標	2
(1) 教育内容に関する目標	3
①人材(学生)の確保	
ア 学部	
イ 研究科	
②教育課程および教育内容の充実	
(2) 教育の質の向上に関する目標	3
(3) 学生の支援に関する目標	3
2 研究に関する目標	4
(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標	4
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標	4
3 地域貢献等に関する目標	5
(1) 地域貢献に関する目標	5
(2) 国際交流に関する目標	5
III 業務運営の改善および効率化に関する目標	5
1 組織運営の改善に関する目標	6
2 人事の適正化に関する目標	6
3 事務等の効率化・合理化に関する目標	7
IV 財務内容の改善に関する目標	7
1 自己収入の確保に関する目標	7
2 経費の抑制に関する目標	7
3 資産の運用管理の改善に関する目標	7
V 自己点検・評価および情報の提供に関する目標	8
1 自己点検および自己評価の充実	8
2 情報公開等の推進	8
VI その他業務運営に関する重要目標	9
1 施設・設備の整備・維持管理等に関する目標	9
2 危機管理に関する目標	9
3 人権の保護に関する目標	9

公立大学法人三重県立看護大学 第二期中期目標

基本的な目標

三重県を設立団体とする公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）は、三重県における看護学教育・研究の中核的機関として質の高い人材を養成するとともに、教育・研究の成果を社会に還元して、三重県はもとより国内外の看護の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

この目的を達成するため、法人は、第一期中期目標期間において、教育・研究活動や地域貢献活動を推進し、また、自主・自律的および効率的な運営を行うための基本的な機能の確立に取り組んできた。第二期中期目標期間においては、県民の高まる期待に応えるため、教育・研究のさらなる質的向上を図り、ますます多様化する保健医療ニーズに応え、地域社会の保健・福祉に関わる切実な課題を解決するため、以下の目標を掲げ、一層積極的に取り組んでいく。

I 中期目標の期間および教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成27年4月1日から平成33年3月31日まで

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

三重県立看護大学	
看護学部 看護学科	大学院 看護学研究科

II 大学の教育研究等の向上に関する目標

1 教育に関する目標

多様化、高度化する保健医療ニーズや地域の特性を的確に捉え、質の高い看護を実践できる人材を育成する。

学部においては、幅広い教養を基盤とした豊かな人間性や、人の生涯における看護ニーズに応えられる総合的な看護実践能力を具え、地域における様々な課題の解決に意欲的に取り組む人材を育成する。

研究科においては、卓越した看護実践能力と先駆的な研究能力を具え、看護の質の向上と看護学の発展に貢献する高度な看護専門職者としての人材を育成する。

これら看護職者の育成をもって、保健・医療・福祉の向上と地域医療体制の充実を図るため、教育に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
国家試験合格率	看護師国家試験合格率	100%	98.5%
	保健師国家試験合格率	100%	94.4%
	助産師国家試験合格率	100%	100%
国家試験合格者数	看護師国家試験合格者数	95人以上	94.4人
	保健師国家試験合格者数	95人以上	90.2人
	助産師国家試験合格者数	10人以上	6.4人
県内就職率	県内への看護職就職者数 ／就職者数	55%以上	54.4%
修士学位取得者数	研究科での学位取得者数	8人以上	4.4人
学生アンケートにおける 学生の満足度	自己が成長したと思う率	90%以上	86.9%
	大学の支援に対して満足している率	85%以上	81.3%
大学教育改革のための各種プログラムの実施	文部科学省による大学教育改革のための各種プログラムを実施する件数	中期目標期間中に1件以上	*1件

- 目標値については、特に説明のない限り、単年度の達成目標
- 平均値については、特に説明のない限り、H21～25年度の5年間
(=法人化後5年間) の平均値

(以下、中期目標の各項目について同じ)

*H21～25年度の5年間における実施件数

(1) 教育内容に関する目標

① 人材（学生）の確保

ア 学部

大学のアドミッションポリシーや教育内容を受験生等に的確に伝えられるよう、情報提供を積極的に行うとともに、看護職者として活躍したいという意欲ある学生を積極的に受け入れるため、県内高校等との連携を強化する。

また、入学者選抜については、多様な人材の確保に留意しつつ、選抜方法の充実を図るとともに、その成果を検証し、必要に応じて見直しを図る。

イ 研究科

研究科のアドミッションポリシーや教育内容について積極的に情報提供を行い、研究科が求める人材像にかなった優秀な学生の確保を図る。

また、入学者数の定員充足率を高めるため、教育研究体系や教育課程が社会の要請に応じたものになっているか検証・見直しを行うとともに、優秀な社会人学生の確保も見据え、医療機関等と十分な連携を図る。

② 教育課程および教育内容の充実

地域社会のニーズや時代の変化に対応しうる、高等教育機関に相応しい教育課程・教育研究体系の編成や教育内容の充実を図り、継続的に検証を行う。

また、県内医療機関等との連携を強化し、地域医療への理解を深める、より実践的な教育を実施する。

(2) 教育の質の向上に関する目標

大学の教育が、教育目的や社会ニーズに対応しているか検証をするため、授業評価をはじめとしたファカルティ・ディベロップメント活動について不断の見直しを行い、教育の質の確保に努める。

(3) 学生の支援に関する目標

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生ニーズや社会状況等をふまえた学習支援、生活支援、就職支援等の支援体制について一層の充実を図る。

就職支援については、県の看護職者確保・充実の方針をふまえつつ、県内の行政機関や医療機関等との連携・協力に取り組み、県内就職率の向上を図る。

2 研究に関する目標

三重県立看護大学の研究活動をさらに活性化し、研究の成果の普及と社会への還元を図り、もって保健・医療・福祉の向上に資するため、研究に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
外部研究資金申請率	専任教員は、科学研究費補助金等の外部研究資金に毎年1件以上応募することを原則義務化する。 申請（継続含む）教員数 ／在職教員数	100%	86.9%
外部研究資金採択率	科学研究費補助金等の外部研究資金の採択率	34%以上	33.8%

(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標

地域に根ざした研究拠点として、県内の保健・医療・福祉の向上と学術研究の発展に寄与するとともに、社会ニーズをふまえた先端的な研究活動を推進する。知的財産については、その創出・活用に積極的に取り組み、規定等の整備を図る。

また、研究に関する情報を積極的に発信し、研究成果や知的財産を地域社会へ還元する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

① 研究実施体制の整備

研究活動を活性化し、効果的に実施するため、大学として重点的に取り組む研究の推進体制を整備する。また、研究水準の向上のため、各教員の専門領域の独創的・先駆的な研究について積極的に支援する。

② 研究倫理を堅持する体制の整備

研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制について、継続的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

3 地域貢献等に関する目標

地域社会や住民との連携のもとに、大学の知的資源、人的資源および施設を有効に活用して地域の保健・医療・福祉の向上に貢献するため、地域貢献等に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
地域連携事業の実施件数	地域交流センターによる事業実施数	32件以上	31.8件
大学主催の公開講座の参加者の満足度	大学主催の公開講座の参加者アンケートによる満足度	各回 89%以上	88.4%
公開講座等大学主催の行事の開催回数	公開講座等学外者の参加が可能な大学主催の行事の開催回数	26回以上	26.0回
公開講座等大学主催の行事の参加者数	公開講座等学外者の参加が可能な大学主催の行事の参加者数	2,500人以上	2,515人

(1) 地域貢献に関する目標

大学が有する多様な資源を活かし、地域社会や医療機関などが抱える課題の解決に向けた事業を行うとともに、県民の学習ニーズに応じた生涯学習事業を行い地域社会に貢献する。また、企業、行政機関等の課題解決に、それぞれの主体と連携・協力しながら取り組み、県民の生活や県内の看護の質の向上を図る。

(2) 国際交流に関する目標

教育研究水準向上のため、海外の大学や研究機関と共同研究等の学術交流を行うなど、大学の国際化を推進する。また、国際的な視野を持った人材を育成するため、学生の国際交流について、適切な支援を行う。

III 業務運営の改善および効率化に関する目標

理事長（学長）の責任と権限のもとに効率的で弾力的な業務運営を行い、大学の教育研究活動を効果的に実施していくため、業務運営の改善と効率化に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
学生アンケートにおける学生の満足度	学生アンケートによる事務局の対応についての満足度	85%以上	80.9%
教職員アンケートにおける教職員の満足度	職員アンケートによる業務、勤務条件・職場環境等に対する満足度	60%以上	53.9%
	教員アンケートによる業務、勤務条件・職場環境等に対する満足度	前年度比3%増	*46.3%

●前年度比3%増の考え方

$$H27\text{年度目標 (A)} = \text{平均値} \times 1.03$$

$$H28\text{年度目標 (B)} = (A) \times 1.03$$

$$H29\text{年度目標 (C)} = (B) \times 1.03$$

以降 H30～32年度も同様

※H25年度（アンケート開始年度）の満足度

1 組織運営の改善に関する目標

大学の教育研究活動を効果的に実施するため、理事長のリーダーシップのもと、効率的かつ機動的な大学運営を行う。また、財務状況を見据えつつ、戦略的な経営を行う。

教育研究組織については、社会のニーズをふまえて適宜見直しを行う。

また、適正で効率性・透明性の高い業務の運営を図るため、法令に基づく監査だけでなく、法人独自に行う監査を計画的、体系的に実施する。

2 人事の適正化に関する目標

(1)人材の確保

大学の教育研究の質を向上させるとともに、円滑で自律的な法人運営を行うため、優秀な教職員の積極的確保に努める。

(2)人材の育成

教職員の資質や意欲を高めるため、評価制度を効果的に活用するとともに、教育研究活動等の質を向上させるため、制度を継続的に見直し、改善を図る。また、人材を育成するうえで効果的な研修制度について、継続して検証する。

(3) 服務制度の充実

大学の教育研究活動の状況や職務の特性をふまえた服務制度になっているか、継続して検証する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標

大学業務を円滑かつ効果的に行うため、事務組織や事務処理の継続的な見直しを図る。

IV 財務内容の改善に関する目標

運営費交付金以外の自己収入を確保し、健全な法人経営を行うため、法人の財務内容の改善に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
中期目標期間中の受験手数料、科学研究費補助金間接経費等の法人収入額	中期目標期間中の授業料、入学料を除く自己収入総額	140,000 千円以上	*138,630 千円

※H21～H25年度の平均値×6で算出

1 自己収入の確保に関する目標

大学経営の観点や社会情勢を勘案の上、授業料等の学生納付金について適切な料金を設定するとともに、受託事業収入等外部資金の獲得など、収入源の多様化を図る。

2 経費の抑制に関する目標

財務状況を見極めながら、中長期的な視点から自律的な運営を行いつつ、業務の改善等により経費の抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

学内施設等の保有財産について、適正な管理を行い、有効活用を図る。また、保有資金については、適正に管理の上、安全かつ有効な運用を図る。

V 自己点検・評価および情報の提供に関する目標

看護系大学に求められる水準を維持し、三重県立看護大学の教育理念・教育目標を達成するために、自己点検・評価を毎年実施するとともに、第三者評価を導入し、評価結果を教育研究活動や業務運営の改善に活用する。

そのため、自己点検および評価の実施に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
自己点検・評価結果に基づく改善率	前年度の課題の解決に向けての取組の実施割合	100%	100%
自己点検・評価の実施状況	自己点検・評価の実施回数	年1回	年1回

1 自己点検および自己評価の充実

大学が自律的な存在として機能し、大学の質を維持・向上させるために、客観的な自己点検・評価および第三者評価を実施し、その結果を公表するとともに、教育研究活動や業務運営の改善・改革につなげる。

2 情報公開等の推進

社会に対する説明責任を果たし、法人運営の透明性を確保するため、組織運営や諸活動の状況等について積極的に情報を公表・公開する。また、個人情報の取扱いについては、引き続き管理を徹底する。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設・設備の整備、維持管理等に関する目標

学生や教員が、良好な環境で教育研究活動に取り組めるよう、図書館をはじめとした施設・設備を計画的・効率的に整備する。また、長期的な視点から既存施設・設備の適正な維持管理を行い、計画的な整備を進める。

2 危機管理に関する目標

学内における安全衛生管理の対策や、災害・事故等に備えた危機管理の対策を必要に応じて見直し、リスクマネジメントの充実を図る。

3 人権の保護に関する目標

学生および教職員の人権意識の向上を図るとともに、各種ハラスメント行為の未然防止と発生後の適切な対応を確保するために、実効性のある取組を行う。

語句説明

《第二期中期目標》

頁	語句	説明
3'	アドミッションポリシー	入学者受入方針。各大学・学部等が、その教育理念や特色等をふまえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのかなどの考え方をまとめたもの。入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映される。
3	ファカルティ・ディベロップメント	授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、新任教員のための研修会の開催、教員相互の授業参観の実施、推進のための組織の設置などを挙げることができる。